

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、阿部俊作君の一般質問を許します。御登壇願います。

○8番（阿部俊作君） 無党派、日本共産党の阿部俊作でございます。議長のお許しが出たので一般質問をさせていただきます。

まずは、きのうの台風21号によりまして亡くなられた方もおるようでございます。ここでまた御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

それから、当町におきましても、消防を初め関係の皆様の夜を通しての活動、本当に御苦労さまでございます。

これからきょう、1つ目に防災についての一般質問を行います。

ことし7月の西日本豪雨により200名以上の方々が亡くなられました。改めて亡くなられた方に御冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

かつて災害は忘れたころにやってくると言われていましたが、近年の日本は毎年のように大きな災害が起きています。広島県では、2014年に続き尊い人命を失うということしの大災害になっていました。2014年8月に77名の死者を出したことから、国では法整備を行い災害に備えてきました。私は人知を超えた自然災害に対し、どうしたら災害を減らすことができるかを考え、まずは、現地の土砂災害の実態を視察しようと思いました。復旧工事の邪魔にならないように個人行動でしたので十分な調査とは言えませんが、広島県坂町から呉市までのJR呉線の被災状況が、同じように当町でも起こり得る危険を感じてまいりました。

真砂土の性質については何度も当局に申し上げ、町方地区は真砂土を単体では使わずにブレンドしてかさ上げ工事を行いました。しかし、浪板地区の三陸自動車道路は真砂土をそのまま盛り上げ、雨のたびに崩れるのを観察しております。その下に民家があります。

そこでお尋ねします。国に対して安全対策を申し入れるべきではないかと思えます。

2つ目に通行中の自動車の危険性も考えられるので、通行どめの目安や住民避難の基

準をお知らせいただきたいと思います。

3つ目に、2017年の台風18号のとき、安渡地区の公民館や沢山地区の雨水排水路があふれた問題についてお尋ねした経緯がありますが、ここの排水路について私なりに何度か現地を訪れて考えたのですが、特にも安渡地区は、今までの排水路より狭くなり、さらに防集団地からの雨水排水が新たに加わったように見受けられます。降水量毎時10ミリメートルで道路に流れ出し、安渡公民館への通路が毎時10ミリ程度でも道路に雨水が流れ出し、安渡公民館への通路がふさがれてしまうのではと考えられますが、見解をお伺いいたします。

次に、有害鳥獣対策についてお尋ねいたします。

年々、農業生産者にとって悩まされるのは鹿の被害です。ならば、この鹿を新たな産業にできないかと考えてお尋ねいたします。猟で鹿を取ってもその処理に大変な労力と時間を必要とします。公の力によって処理場を建設し、そこで生まれる肉、皮の加工をする技術者を養成して新たな産業と雇用を生み出すことはできないものでしょうか。

3つ目に公共交通利用促進についてお伺いいたします。

住みやすい町というのは人口もふえるし、さまざまな産業も活発化して交流人口もふえるのではと単純に考えてみました。三陸鉄道も来年3月23日には開通ということですが、大槌駅におり立ち町内を移動するに当たり不便を感じては立ち寄る人は少なくなっていくものと思います。また、町内の人たちにとっても住みにくいと感じてしまうのではないのでしょうか。一気にできることではありませんが、まずはバス停付近に雨、風、強い日差しをよける待合所があればと思うのですが、いかがでしょうか。

4つ目に子育て支援についてお伺いいたします。

最近各地で人口対策、子供の健康を守る活動として学校給食の無料化を実施しているところがふえています。当町では給食の無料化を含め子育て支援をどのように考えているかお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、御質問がありました真砂土による盛り土の安全性についてお答えをいたします。

工事を所管している国土交通省東北地方整備局南三陸国道事務所を確認したところ、

道路の構造は地形、地質、気象などを考慮し、安全かつ確実な施行になっていると説明を受けているところであります。

具体的には、盛り土地盤補強用帯状機材や基盤排水工等の設計基準に基づいた施行により、安全性を確保しているとのこととあります。

質問にあった土砂流出は、いずれも工事施行途中における土砂流出であり、排水構造物が仮設状態で発生したこと、のり面植生工が施行直後であったことによるものと説明を受けており、現在、これら全ての工事は完了していることから、申し入れは必要ないものと考えております。

次に、雨量等によって通行規制となる基準はそれぞれの道路で過去の記録などに基づいて規制の基準が定められております。道路の構造は地形、地質、気象などを考慮して安全につくられておりますが、豪雨、台風、地震などの異常が発生した場合は、土砂崩れや落石などが人や車に被害を及ぼす危険な箇所もあることから、そのような区間では災害が発生する前に通行どめの規制を実施して道路利用者の安全を確保しているところであります。

次に、安渡地区の雨水排水についてお答えをいたします。

当該事案につきましては、昨年の台風、大型台風18号が本県に接近し、今回整備した雨水排水路に雨水が流入する前に流木が堆積したことにより水の流れが阻害され、豪雨による浸水が発生したものと認識しているところであります。

この豪雨を受けて町としましては、沢の上流部における流木対策や安渡分館への浸水対策としての改修工事を現在、実施しているところであります。

次に、排水路の整備工事における排水路が狭められたとの御指摘については、当該施設は公共下水道の雨水排水路として下水道設計指針に基づき10年確率にて排水路の断面を決定し、工事を実施しているところであります。

さらに、雨水の集水区域についても山林の尾根づたいを計画区域として流量を計算しておりますので、新たな防集団地の整備による流量は計画流量の範囲内であると確認をしております。

今後につきましては、10年確率を超える雨量がない限り浸水被害は発生しないものと認識しておりますが、日ごろの維持管理はもとより、降雨時の点検・パトロール等を強化することによって水害の防止に努めてまいります。

次に、有害鳥獣対策についてお答えをいたします。

当町における有害鳥獣による農作物の被害額は、昨年度で約1,000万円となっており、被害のうち、約9割がニホンジカによるものであります。

町ではこの状況を重く捉えており、鳥獣被害対策として田畑に電気柵の設置を進めているほか、釜石大槌猟友会の協力のもと、ハンターによる有害鳥獣の捕獲を実施し、昨年度はニホンジカ185頭を捕獲したところであります。しかしながら、いまだ繁殖頭数が捕獲頭数を上回っていると見込まれており、個体数は年々増加傾向にあります。

この被害を軽減するためには捕獲体制を強化していく必要があると考えます。捕獲する際、課題として挙げられるのが捕獲個体の処分方法であります。町では、捕獲に対して1頭当たり8,000円の委託料を支払っております。捕獲した個体は、釜石市のグリーンセンターに持ち込まなければならない、そこまでの交通費と処分費用をハンターが負担しております。このことは、ハンターのモチベーションの低下につながっており、捕獲実績の伸び悩みに及んでおります。

また、議員御提案の野生鳥獣の処理施設整備については、町でも関係者等から相談を受け検討を行っているところであります。処理加工施設を町内に整備することにより、ハンターの運搬にかかる労力や処分費用等の負担軽減が見込まれるほか、持ち込まれた鹿を食用等に商品化し、販売することは地域資源の有効活用につながり野生鳥獣をマイナスからプラスの存在に変える取り組みであると考えております。

一方、事業の実現に向けての課題として、岩手県内では放射性物質により野生鳥獣肉の出荷制限がかかっている状況であり、出荷制限を解除するためには国・県等の関係機関と協議等を行う必要があります。また、事業実施に当たっては、採算性や継続性などの課題もあり、今後も引き続き関係者との調整や検討を行い、新たな産業としての可能性を模索してまいります。

次に、公共交通の利用促進についてお答えをいたします。

来年、三陸鉄道による鉄道運行の再開、三枚堂大ケロトンネルが予定されていることから、町民バスの運行経路やダイヤの見直しを図り、大槌駅を公共交通の結節点とする町内の公共交通機関の利便性の向上を図りたいと考えております。

現在、町内のバス待合室は、特に利用者の多い県立大槌病院前とショッピングセンターマスト、震災後に仮設住宅が多く建設された恵水講地区の3カ所に設置されているほか、今後は大槌駅開業にあわせ駅前広場に整備したバスシェルターの供用を開始していくこととしております。

バス待ち環境については、昨年度策定した公共交通網形成計画にも盛り込んでおります。今後はバスをより快適に待つことができるようバス停の上屋やベンチ等を地域や企業と連携して整備する体制を構築するなど、利用の多いバス停を中心にバス待合室設置の検討を行うこととしております。

次に、学校給食の無料化を含めた子育て支援についてお答えをいたします。

現在、準要保護の家庭や被災児童・生徒につきましては、給食費を全額援助しております。

本年7月27日付の文部科学省の通知によりますと、全国で給食費の無料化を実施している自治体は4.7%、その自治体の多くは児童や生徒の数が200人未満の町村となっております。大槌町は来年度、児童・生徒が723人在籍しており、全て無料化になりますと、年間約4,000万円以上の財源が必要となります。

大槌町では子育て支援として所得や被災状況等に応じ1年生から9年生まで給食費のほか、修学旅行費や医療費、学用品費を援助しております。また、当町のスクールバスにつきましては、毎日の登下校のほか、部活の練習及び大会等の遠征、ふるさと科の体験学習の移動などにも運用しているところであります。

現在行われておりますさまざまな援助を踏まえ、大槌町としてできることを今後も検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、防災についてのこの真砂土ということではちょっとお尋ねします。

この土は、大変特殊ということで特殊土壌、これに指定されております。こういう地域は、九州あるいは広島県、それから中国地方というか、西日本中心に指定されておりますけれども、岩手県では、たしか急傾斜以外、こういう土壌の指定はないと思いますが、当町のどのようになっていますか、特殊土壌という部分は聞いたことが私もなかったんですけれども。

○議長（小松則明君） 復興局長、わかりますか。わかりません。

阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 2014年に大災害がおきまして、またさらにあったということで国としていろいろこの土砂というものの研究は始まったばかりですのでなかなかないと思います。

それで、沿岸地方、岩手県は沿岸方面にしかこの土が私、確認しておりませんですけども、この土は本当に流れやすく固まらない。ですけれども、道路工事を行う場合、そういう指定とか、そういうのは十分考慮するわけなんですけども、当町にはそういう指定もない、通常の工事で行われたのではないかなという、そういう危惧を持ちます。そういうふうにしてなった場合は、やっぱり流れ出す危険性が通常よりも大きいのではないかということでここに三陸自動車道の状態を申し上げたわけなんです。その土のことにに関して特殊土壌なんだよ、これはという部分をちょっと当局のほうからも確かめてみてはどうでしょうかというところで聞いてみたらばという話を出したんですけど。

○議長（小松則明君） それに対して復興局長。

○復興局長（那須 智君） 特殊土壌ということはちょっと把握していなかったんですけども、多分おっしゃられていることは、どちらかという、地質上の問題であると考えています。土の特性としては地質と土質という部分があるんですが、地質というのは山とかそういった部分の自然における地層、そういった中における真砂土がそういった地下水とかの流出によって流れ出して非常に危険な土砂崩壊を起こすというような土壌であるということでの認識だと思います。

それに対して土質の部分でございますけども、真砂土というのは、じゃ道路工事であるとか、そういった場合に危険かどうかという話なんですけども、基本的にはきちっと、これはうちのほうでも今回の盛り土の中ではいろいろ土質調査をしているんですけども、真砂土の特性というのは、ある程度の含水を含んだときにその特性が変わって非常に安定しないというか、今言ったような泥の状態になって流れ出してしまうという状態で、今回、うちのほうでは宅地の盛り土に関してはブレンドということで岩ずりをまぜてございます。例えば鶴住居のほうの盛り土状況を見ると、今度は逆に真砂土はそのまま使っているんですけども、その表面上に岩ずりを逆に載せているというふうな工法をとっております。

基本的には何を言いたいかといいますと、真砂土そのものをきちっと施工して積み上げていけば、その中に地下水とかないので基本的にはそのままそれが危険にはつながらないと。ただ、問題は、今言ったような表面上の部分が崩れることがあるので、それに対してきちっとしたこういう植生とか、あるいは表面の部分のところで補強を行えば、決して道路の土質としては締ま固まって悪い土質ではないというふうにご考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私も広島を見まして真砂土の地質の中でも流れない部分も見てまいりました。そこは水の通りをきちんをつくっている。そして、行ったときは水がなかったんですけども広く沢をつくって全て石垣も目伏せをして、それから下床をコンクリでびちっとやって水を流れるようにして、しかしながら、そこに来た水が下のほうであふれて床下浸水になっているようです。家屋の流れはなかったんですけども、3名の方があそこで亡くなったという話は聞きましたけれども、そういう真砂土の対策は部分的にはあります。全然そういうことをしない場所は完全に道路、国道でしたか、県道でしたか、JR線の上に道路があるんですよ。その道路が崩れて線路の電線の上まで真砂土が山になっているという、そういう状況なので、同じような形を浪板に見たわけなんです。

それで、真砂土に対してのそういう国の基準というか、割と古くからはあったんですけども、実際広島でも行われた場合は宅地造成なんかは早くやっちゃって、十分行政の制限がかかっていない状態があったという、そういう学者の指摘もあるようなんです。それで、道路に関しては、国とかそういう管理になるわけなんですけど、その下の浪板の民家に関しては、当町で避難指示とか、そういう危険性を持っていないかならないのかなということ、新しくできた道路なんですけども草だけではとまらないんじゃないかなと私は見ております。ですから、その辺、どうなのかなと、ちょっともう少し考えていただきたいなという思いで質問しておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長、都市整備課長のところの地質はどういう地質ですか。都市整備課長。

○都市整備課長（川野重美君） 今、議員おっしゃられました特殊土壌ということで、鹿児島のリラスという名称で呼ばれております。

先ほど復興局長のほうでも答弁がありましたが、そのリラスを鹿児島では道路の路体、路床ということで活用してございます。当然、外から水が入らないということでの活用方法、これをとっております。以上でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今、特殊土壌と申し上げましたけれども、特殊土壌にも7種類ぐらいとありあえず出ております。この辺にあるのは、花崗岩の風化土という形で真砂土と言われているものです。そして、これは広島を初めとしたところにあります。特殊土壌の指定の一覧表ありますけれども、主に西日本中心になされていて東北地方にはないん

ですけれども、それに類似した真砂土はこの辺にもありますので注意しましょうという  
ことで挙げております。

それから、私が前にもお話ししましたけれども、鶴住居にいたときにその工場の床下  
に穴、空洞があったんですよ。川がないんですよ。真砂土は上に床をつくってコンクリ  
やったんですけれども、いろいろ検査計器を入れるために床を切って穴をあけてみたら下  
がすごい30センチぐらいの空洞が川にいっぱい流れていて、床はちょうど丸石がちょこ  
っと残っていた、その上に載っている状況でした。真砂土って気をつけなければという  
ことでずっと言っているわけです。今後、いろんな警報が出た場合は、やっぱり注意し  
ておく必要があるということでここで取り上げました。よろしくお願いします。

真砂土に関してはこれで、次に移りますけれども、安渡公民館の状況なんです。避難  
所として指定しておりますけれども、津波ということで苦し紛れの答弁みたいに聞いたん  
ですけれども、避難所を津波とか雨とか、別々に避難所をつくることはできないわけです。  
避難所として指定した場合はいろんな面で活用しなければならない。確かにあそこで工  
事をしておりました。見ております。でも、昔と悪くなったんじゃないかなという感じ  
を受けたのでここに取り上げたわけです。

実は今、答弁にも言われましたように、あふれたのは流木のせいだということで答弁  
なさっていますけれども、安渡地区のあそこは流木が入ってもそのまま上を越えて沢に落  
ちるようになってるんです。ところが、今回つくったのは、その沢をふたをして流木  
が当然詰まれば公民館のほうに流れる、あるいは道路をつたってずっと下まで来る。そ  
ういう状況になってしまったのでこれちょっと昔と違うなど。昔の知恵、沢山地区もそ  
うなんです。狭くしてその上に橋がかかったんですよね。それで、ふたになるように、  
昔は水路のまま、広島県もそうなんですけど、水路のまま、ふたは余りつけないよう  
にしました、表面は。橋はないように。ですから、流木が流れてもずっと下に行くよう  
になっていました、詰まらないように。水の流れを遮るようなものがなかった。そうい  
う作りだし、昔のそういう人たちの知恵もあった。ところが、そういうことでちょっと  
出るんじゃないかなということで。

それで、雨量10年確率ということですが、その10年確率の雨量、これは簡単に  
言えば雨が降らなければ被害が発生しないということになってしまいうんですよ、見ると。  
今、10年確率どこじゃなくすごい災害がふえている。これをきちんと認識して対応しな  
ければならないのではないかなということでお尋ねします。いかがでしょう。



○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 雨量の10年確率の話になろうかというふうに思っておりますけども、下水道の施設計画、設計指針の中において5年から10年確率でもって設計をするようにというふうにまず決まっております。5年確率から10年確率ということになりますと、その中での低いほうの5年確率ということになりますと、非常に頻繁に起こる大雨で冠水ないし増水が起こるということと考えられるものですから、その範囲の中での一番後年度の確率の低いやつですね、10年確率ということになっておりまして、これは交付金ないし補助の採択要件に該当するものということになっております。これを超える大断面の、例えば30年確率であったりとか、50分の1、100分の1ということであった場合については、その課題となった部分について町の持ち出しということになりますのでなかなかそういった整備ができないものですから、あくまでも補助で整備できる範囲のものとして10年確率ということで定めております。以上でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そういうふうに10年確率ということですが、じゃ雨量は何ミリ想定なんでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 10年確率の雨量でございますけれども、直近の10年の平均ということになりますので、そのときの計算式において若干の変動はございます。今、大体幾らということではなくて、今の直近の10年確率ということになってきますと、大体46から48ミリ時間雨量、その程度であれば、のみ込むことが可能であるというふうに認識してございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 気象とか雨量で単純に計算します。1つのますと考えて安渡地区の側溝と道路の降った雨をますに入れたとすると、どのくらいの量になるかということ計算しました。あそこ、安渡の公民館から上のほうまで道路の部分で約200メートルとします。そして、側溝を50センチ、50センチでしますと、縦掛ける横、高さ、これで大体立方、雨の量とますができるわけなんです。側溝50センチとなったら50立方メートルぐらい、それから道路に1ミリ、10ミリの雨が降った場合、道路の幅、4メートル、6メートル、その辺を考えてみてまず4メートルと計算しますと、80立方メートルとなります。単純にこれを計算しただけです、側溝の量を超えているわけです。当然、流

量、流れが出ますのでそういう流れのことも計算しますし、それから浸透することも計算します。それで、十分と言われるかもしれませんが、まず浸透がなくなってくる、道路舗装したり宅地をつくったりすると、雨水が流れてその分、できます。それから、流れ、急な傾斜から流れて緩やかになると、水には粘性があるので滞ってしまってきて後ろから来たのがどんどん重なりながら流れていく。だから、下流の緩やかになったところはふえる、そういう状況になってくるわけなんです。そういう中で計算しますと、ちょっと無理があるなどと思ってお尋ねしているわけです。ですから、私は昔のそういうものを大事にすることによって町の負担もなくちゃんとつくれるのではないかなという、そういうことなんです。だから、沢山地区の水路があったのを狭めることはなかったんだよということなんです。流量の計算、平均10年の計算、今、10年なんか、本当に毎年のようにすごい雨が降っているわけなんですよ。それを備えたことを考えていかなければならない。昔の人たちのいろんな、詰まっても流れるような仕組みがあったわけなんですよ。そこまで配慮しながら、やっぱり自然と向き合っていかなければならない。

私が防災の中で一番大事なことは、地球のいろんな災害、火山の噴火もある、地震・津波もあります。それを全部見ながら、私たちはそういう中で生きているんだよということに立たないと、ただの計算だけでこうだから大丈夫です。それから交付金の金額、言いますけれども、それによって大きな災害になれば、それ以上のお金がかかることになるわけなんです、長い目で見ると。私たちはこの町の未来を考えたときに、やっぱり昔の人たちが詰まってもこえるような沢を大事にしながら、そういうまちづくりをしてきたのではないかと私は思います。ここはすごく風が強いので、昔はこの町に水路を通してあったんですよ。すごい普通じゃない乾燥した風が吹く地域なので、それに見合ったまちづくりが必要なんではないかなと。水路を通すことも議員の皆さんとともに、町に水路を通すように進言したんですけども、実際はそういう水が流れる状況でもないし、昔と違う。確かに人間の生活は昔と違いますが、自然災害は逆に大きくなってます。そのことをきちんと見ながらまちづくりをし、あるいは警戒情報、そういうものを出していかなければならないのではないかなと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） これちょっと10年とか5年とかいう話なんですけども、これは防災担当の大学の先生とかいろんな先生方が毎年、変わっていつているのか、それに対していろんな指針が出ているのかも含めて教えてください。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今ちょっと議長のほうから言われた確率、例えば10年確率、例えば1級河川であれば100年とか200年とか、例えば県の2級河川であれば50年とか、そういった中においては普通河川とか、そういった中では下水道の中では10年確率というのが定められていまして、一定基準のもので補助金、交付金がつくという中ではこれはなかなか動かすことは容易なことではなくて、それ以外は今言ったように、補助以外の単独費の持ち出しであるとか、そういう方法が一般的というか、そういう制度になっています。

今の阿部議員のお話でございますけども全くそのとおりだと思います、私は。これが治水という立場であれば、全くそのとおりで、これが洪水被害に対してであれば、洪水が起きないようにそれなりの断面、まして河川の場合であれば、河積を狭めるということはまずあり得ないので大きいものを小さいものにするということはありません、これは全くの常識でございます。

ただ、今回これは治水対策ではなくて東日本大震災に伴う宅地造成事業だったというのが現実でございます、宅地造成事業の中で交付金の採択要件というのは河川はないので、基本的には治水対策は行われないのであくまでも宅地造成の中での基準をもとにすれば、公共下水道の雨水の排水路基準、それが10年確率ということで、その中においては、これはある程度、やむを得なく、造成する中ではその基準を採用せざるを得なかったと。それ以上のものを、例えば今回交付金事業の中で市町村の財政負担が厳しいという状況の中では交付金の補助額をかき上げしてもらっているわけですが、これに対してさらに自分たちが、ほかの地区でも10年でやっているものを、うちの地区だけ安全を高めるためにまた持ち出してやるというのは、なかなかこれも言える話じゃなくて、その中であれば事業の趣旨という中ではこのような形にしかできなかったということで御理解していただきたいと思えます

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私が今、出てしまったことをどうのこうのというのじゃなく、沢を埋めてそういう状況になったことによって十分監視が必要な地域になったんだということですが、これからの災害に対して。そのことは認識してください。

それから、降雨時点検パトロールを強化するとお答えですけども、雨が降っているときはやめてください、危険ですので。このことを答弁でいろいろ言われましたけども、本当に危険なことです。これはやめてください。

次に、有害駆除について。その前に今、土砂災害ということで真砂土に関してもありますけども、請願でいろいろ出ていました。土砂災害危険区域調査の早期実施という、こういう請願も出ておりますので、やっぱり町内の危険区域を早く把握し、そして、そこに町民の生活の場あるいはいろんな政策をするように、まず町の危険区域を早く調査することが大事だと思います。こういう請願が出ておりますが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） ただいまの町内における土砂災害危険区域の地域の指定の部分になると思いますけども、この部分については基礎調査のほうは県のほうで実際のところ、行っている部分が一応ございまして、それに伴いまして地区のほうに入りながら現在、地域指定について説明会のほうを個別にさせていただいているという状況にはなっております。

ただ、かなり土砂災害の危険箇所については、釜石大槌地区のほうがかなりあるという部分がありまして、実際のところ、調査等々につきましても追いついていないという実情がございますけども、先ほど大ケロ地区の方々、源水地区の方々のほうから出された要望等につきましても、県のほうに対して早急に調査のほうの実施に入るようにということで、我々のほうといたしましても要望関係のほうを出したという形になってございますので、いずれ県のほうからの回答につきましても、年内中には調査のほうに入りたいということでの回答のほうは受けておりますので、いずれ調査回答等が来ましたらさらに説明等には入るということで御理解のほうをいただければと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 調査についてもちょっと言いたいことがありますけども、これははねます。

次に、有害鳥獣についてお尋ねします。

まず、出荷制限ということで、鹿肉、この辺の進捗状況とか、いろんな面で解除になった部分もありますけども、その後についてはまだ聞いていませんか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

岩手県におきましては、野生獣の出荷に関しては、現状も出荷の制限がかかっている状態であります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その後、そういう調査は大体1回やって終わりじゃないと思うんですが、どのような頻度で行われているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。毎年1回、岩手県のほうで各市町村単位で野生獣の検査ということで肉の提供の依頼がございます。今年度のほうも依頼がございまして、今対応しているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 今年度の調査結果はまだということですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） その検体といいますか、検査をすべき肉の提出期限がまだございまして、したがいまして、検査結果は今年度の分についてはまだ出されておられません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。まず、これ食べられなければ焼却処分とかそうなんですけども、その前に皮製品とか、いろんな昔から角を使った根付とか、いろんな技術があったわけなんです。こういう方々を養成しながら町の活性化を図ってはという、そういう思いでこれを出したんですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 昨年、大槌町でそういった狩猟されている方から野生獣の有効活用ということで何とかそれを事業化したいという御相談がございました。その中では肉の商品化、あるいは皮、角等の部位を活用した新たな商品開発という部分も検討されておりまして、それに伴いまして当課も含めて関係機関集まって勉強会というのを今、実施をしているところであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。まずこの処理が大変な時間と大変だということで農業被害も1,000万円を超える状況にあります。これを考えれば、やっぱりまず処理から簡単にといいか、できるような施設が必要ではないかなということで、早目にできればつくっていただきたい。そういう方向で検討をお願いします。

次に、公共交通利用ということで、三陸鉄道が来年3月ということなんですけど、やっぱり鉄道駅ができたからお客さんが来るわけじゃなくて、この町の魅力を発信しながら

この町をいろいろ歩いてもらう、あるいは泊まっていただくというのが一番この町にとって好ましい状況だと思います。まず1回にできることではないので、私自身は簡単に考えるんですけども、バス停、宮古、もと川井村はほとんど全部バス停に待合所があって風雪をよけるようになっております。そういうのは、やっぱり高校生あるいは老人の方が使います。今、高校生のバスに立っているのを見てぬれたりしているのを見ると、何とかしてやりたいなと、こういう思いでおりますので、まず若者のそういう環境整備ということも考えながらバス待合所、それを早目につくるように御検討いただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） バスの待合所の整備につきましては、昨年度、策定いたしました公共交通網形成計画のほうにも記載しております。実際の整備に当たっては、やはりバスの利用状況等を踏まえながら検討してまいりたいと。町長の答弁にもありましたけれども、そういった状況等を見ながら整備していきたいというふうに考えております。

また、来年は鉄道のほうの開業ありましてバスのダイヤ改正であったりとか路線の改正等もございます。そういったところで人の流れ等も変わってくるかと思っておりますので、そういったところも踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私がここに取り上げたのは、まずどういう町にするかという目標、それから願い、それがあつたんですよ。利用状況を見てからじゃなく、この町、このルート、ここには何がある、ここにどういふふう、例えば駅からのお客様を移動させるか、そういうことも考える必要があると思うんです。それから、今使っている高校生、雨の中、支援してあげたい。朝は天気でも午後には雨とかという部分があつてぬれているのを見たりしているんですよ。これをとりあえずはまずバス停の待合所だけでも雨、風をよけるように早く設置してほしいなという要望です。

それから、まちづくり、町のどこに何があるか、何を見せるか、そういうことも考えながらルートあるいは交通機関を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） これは町長、意気込みをお願いします。町長。

○町長（平野公三君） いろいろとありがとうございます。まちづくりという観点におきましては、利用もそうなんです、やはりそこに流動する心構えも必要じゃないかなと

思います。子供たちというだけではなく、町民の方々が利用しやすい公共交通ということですので、今、総合計画をつくっておりますから、しっかりとその辺は踏み込んだ形で整備なりをしていければなど、こう強く思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願いたします。これによっていろんな町の中の新しい発見があるのではないかなと思いますので、期待しております。

次に、子育て支援について給食費ということでお尋ねいたします。

今、全国で4.7%と、つまり文部科学省のほうでもそういう動きが見えてきたということなんです。それから、お答えには生徒数が200人未満の町村のことだ、うちのほうの学校の生徒はそれ以上だということなんです。例えば群馬県の自治体ということでここで学校給食無料の先進県として群馬県では6割を超す地域が給食費の補助あるいは無料化を進めております。ここの中には市もあります。学校の児童・生徒数を言うのであれば、この群馬県では小さな学校がいっぱいありますけども、大槌町はその小さな学校をまとめて大きくなっただけの話、そういう状況なんです。そういう学校の数がいっぱいあるんですけども、1つのみどり市とか渋川市、こういうところにも合併してもまだまだ小・中学校の学校の数は統廃合になっていない部分でやってはいますけども、統廃合したから無料というわけではないんじゃないかなと私は思いますけどもいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 無償化によって成果というものも経済的負担の軽減等もありますけども、課題も実際文部科学省のこの結果から挙げられております。一番の課題が経済的な予算の確保ということになっております。大槌の場合、現在、小学生は255円、中学生は295円という給食費ですけれども、実際に全て調理員の人件費から光熱費等から全てを含めた給食費を出した場合、小学校では711円、中学校では823円となっております。そのほとんどを半分以上を町で負担しているということになっております。ですので、その財源というのをどうしたらいいかというのが大きな課題だろうと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） はい、わかりました。それはそうです。今度の歳入歳出決算書、ここで学校給食徴収金は約4,056万3,000円くらい集めております。そして、支出のほうですけども、委託料ですね、学校給食費の委託料として学校給食調理業務委託料4,200万

円、200万円ちょっとずれがありますけどもこのくらい出しているということなんですね。

ちょっとお尋ねしますけども、学校給食調理業務委託料という、ここは調理をする人の人件費も一緒に委託という形になっているわけですよね、違いますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 調理員さんのほうは委託のほうでお願いしていますけども、支払いのほうはこちらで支払っております。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今、俊作議員が決算書をごらんになっているかと思うんですが、今、200万円ずれているとおっしゃったのは、4,000万円収益があるのは、これは賄い材料費でございまして、要は食材のお米を買ったりパンを買ったりしている材料費でございまして、今お話しになっている調理員の調理する経費等はこちらはまた別に町で、先ほど申しましたとおり、支出している経費でございます。先ほど学務課長が申しましたとおり、10款5項では1億円以上経費がかかっております。これは要は4,000万円あっても6,000万円以上は町で支出しているということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでなんですけども、学校給食費徴収金ということで調定額4,374万1,590円、これは父兄の負担ですよね。支払い、前年度とかそういうのもあるわけなんですけども、当然、皆さん、わかっていると思うんですが、これは1食になっているんですけども、私、これだけ見ると、人件費はどのくらい、調理師さんは何人くらいかわっていますか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 実際調理に携わっている方は15名ほどです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 15名だと200万円では足りないですよね。

○議長（小松則明君） その内容について財政課長。

○財政課長（岡本克美君） これは先ほどの決算書で申しますと、ちょうど199ページでございましてけれども、これは決算審議で本来お話しすべきことなんですけども、さっき申しましたとおり、ここで言いますと、先ほど4,000万円集めているお金は11節の需用費、賄い材料費に充てられていますので、でするのでその200万円というのはまた別で、4,000万円がそっくりそのまま人件費に充てる、4,200万円がそのままほとんど人件費に充てられて



いるということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 学校給食法ということで保護者の負担は当然材料費ですよね。材料費、ここで集めたのを見ると、そのほとんどが委託料になっているんじゃないかなということ、人件費、その辺をちょっと食料は幾らで、人件費は幾らなのかということ、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 給食費については、賄い材料費のみでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） はい、わかりました。その辺、ちょっとよくわからないというか、当然、学校給食法的根拠ということで光熱費、水道も、これも町のほうですよ、（「はい」の声あり）わかりました。人件費ということで今、15名でこの金額で\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_大丈夫なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 4,200万円で、今、これは被災前から要は甘輝舎、町内企業によって構成されております、設立されました今は甘輝舎に業務委託をしておりますが、安心して安全な給食を提供していただけるように、そしてまた、この経費に関しましても、先ほど来から申しておりますとおり、町の一般財源で賄っておりますので甘輝舎の方々にも御協力いただきながら今は運営しているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そっちのほうの会社のことはいいんですけども、実際は食材費等、人件費が一緒になった状態のような形で報告になっているわけですね。ここを例えば支出のほうは一括して委託料になっているのではないんですか。見方、まず、済みません。ちょっとその辺。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 毎月集めている給食費は全て賄い材料です。米買ったり牛乳買ったり肉買ったり。そのほかに調理としての委託を今、5年の契約で甘輝舎と契約をして年間4,200万円の調理の委託をしていると。給食は250円でできてはいません。月に払っているの、250円で1食つくっていると思いますけども、そうではなくて780円ほどかかっていると。その差額の分は全部一般財源で賄っているということです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それはわかりました。ちょっと食材とそういうのないので、金額が似かよったもので同じに考えてしまいましたけども、ただ、私が言いますのは、教育長は前に肥満傾向にあると、子供たちの食事の大事さというのはこの町の未来にかかわると思うんです。例えば肥満傾向そのままにいくと、成人病になる。そのときにはまた医療費会計が負担になる。ですから、今から子供たちの教育というか、食育をしっかり大事にしなければならない。家庭は今、大変な状況、さまざまありますので、その家庭によってすごいばらつきがあるし、子供たちの状況も大変な状況にある。せめてその子供たちの栄養、それから食事、町としてしっかり考えてほしいなという思いがあります。その中に家庭の負担という部分も結構重い部分がありますので。

それで、町の未来、子供たちを育てるためにということで岩手県では軽米町、18年度から学校給食費、副食費等の半額補助、そういうことに乗り出しております。全国的にその町を守るという、そういう気持ちというか、人口をふやす、町を守るということになると思うんですけども、そういう観点から子供を育てるために給食費の補助とかいろんなことをやってますけども、まず一番大事な命を大事にする、そういう観点から給食費、当町でも考えてほしいなということで一般質問をしているわけなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） まさにそのとおりで、未来の大槌をしょって立つ子供たち、何よりも健康でなければ、心身ともに健康でなければならないというのは町長も初め、給食のねらいもそうです。古い言葉ですけども、昔は欠食児童ということで、うなずいている方もおりますけども、欠食児童をなくしようということで学校給食が始まったわけです。ところが、今は議員おっしゃるとおり、食育ということがかなりの大きな意味合いを持ってきています。でも、私は学校給食は1日3食のうちの1食です。ですので、その1食も大事にして家庭ではできない食育、あるいは献立なり、カロリーなりということをきちっと大事にしていきたいということで県からの栄養管理士あるいは甘輝舎の管理士でやっているところです。食育であるとか、食は基本的には私は家庭が負うべきものだと、食べるものについて。それをやっぱり学校給食の中で、「いや、うちではなかなか洋食つくれないが献立も入れてくれないか」とか、「うちの子供がさっぱり好き嫌い多いから学校でやってくれないか」ということでの食育で、無理に食わせることが食育

ではないと思いますので、そういうことを考えながらいい給食をつくってまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その辺がちよっと私とずれたところがあるんですよね。やっぱり命というのは当然大事なことであり、家庭の料理、それも大事なことですけども、やっぱり町を担う子供たちを町としてどう支援するかという部分もあるわけです。それから、郷土の食品、マツタケ、ウニ、アワビ、こういうものもあるわけなんです。そういうことも個人ではできないけども町でそういう補助とか、そういうこともできるんじゃないか、そういうことも考えること。この町の産業も活発にするし、子供たちもそういう食べることに對してしっかりと考える、これが大事なことだと思います。これは町としても、その地域、今まで地域で子供たちを育ててきたのが地域力がなくなって1カ所に子供たちがあって、その地域の特色をわかる子供たちも少なくなっています。ふるさと科を一生懸命つくってはおりますけども、24時間じゃないんですけども、ほとんどその住む生活は地域にあるわけです、子供たちは。だから、その子供、地域を大事にするということは、まず私は食べ物から始めたらばということで、町でもう少し子供たちの食育、命、災害で一番大事なものは食べ物の飲み水でした。そのことを考えてよろしくをお願いします。終わります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結する前に、この質問の中に\_\_\_\_\_というものについてひっかかる部分がありました。それに対してのことについて削除の願いを私は出したほうがいいと思いますが、それに対しての答弁をお願いします。

○8番（阿部俊作君） 私、労働条件等、いろいろさまざま頭に入りましたけども、本当にちゃんと調べたわけではございません。大変申しわけございません。\_\_\_\_\_

○議長（小松則明君） 削除ということにいたします。

以上で阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。御登壇願います。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、きのうからの台風21号は、近畿地区に大きな被害が出ており、亡くなられた方も報道では9名との情報でもあります。心から御冥福を祈るとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

報道の中できのうの高潮だとか、関西空港、暴風で飛ばされるようなさまざまな映像を見たとき、まさしく今、日本はいつでも大規模災害が発生することというのが現実的に目の中に入ってまいりました。災害への備えは、我々は3.11で感じたとおり、地震だとか津波、昨今の西日本の豪雨、きのうは暴風雨、どういうシチュエーションで災害が来るのかというあたりは、もう本当に海岸線であるだとか、山沿いだとかにかかわらず、大阪の市街地を見たときに本当に日本国中、いつでもという感じがしております。

そういう中で、自治体における責任、いわゆる公助の部分にも限界がやはりあるのだろうと。全てが公助じゃなくて自助の住民意識の醸成も必要ではあるのかなというふうに感じたところです。私自身も消防に属してますので、ゆうべは屯所に詰めながら団員に地域巡回を指示しながら緊張感を持って対応したところであります。

それでは、通告書に基づいて一般質問に入らせていただきます。

まず1点目です。文書管理のあり方についてお伺いいたします。

文書にも公文書、公文書に準ずる文書、メモなどさまざまな文書が存在し、その保管、保存についても規定などがあるわけですが、特に震災にかかわる文書については膨大な数であろうし、処理、保管といったプロセスの中にもいろいろな職員が携わっていると思います。

当局では年度内に公文書管理条例を制定するとしておりますが、プロパー職員のみならず、派遣職員などが処理したものについても条例のもと、保存管理をしていくことを考えると、どのような条例になるかまだわかりませんが、職員の抱える業務はもちろんですが、精神的な負担がふえ疲弊してしまうのではないかと条例をすることによる影響に懸念を抱いております。

また、職員が規則重視になることにより、住民目線ではなく役所保身になり企画力、創造力が低くならないようにしなければならないのも事実であります。今後、どのよう

な気概を持って文書管理のあり方を検討するのか、公文書管理条例を制定していくのかお伺いいたします。

2点目であります。

第9次大槌町総合計画について伺います。第9次大槌町総合計画の序論、基本構想の素案が示されましたが、現状の復興状況からの視点で防集跡地の利活用計画も重要と考えます。進捗と住民ニーズへの対応について伺います。

また、本計画は10年間の長期にわたる計画であり、ハードの復興は終盤戦とはいえ、生活再建の復興はまさしくこれからという感じであります。しかし、生活という視点ではさまざまな面で現状で策定する計画と様変わりしていくことも予想されます。基本構想から基本計画、実施計画を策定するに当たり、どのような将来像を描いて策定に臨むのか伺います。

3点目です。復興を支える組織体制についてお伺いいたします。

本年度末で廃止予定の部局制について、予定どおり実施されるのか伺います。復興途中で職員の大きな削減をすることは住民サービスの混乱を招きかねません。適材適所に人員を配置しながら質の高い職員を育成していくための方策も考えなければならないと思いますが、それにかかわる課題、課題解決策についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、文書管理のあり方についてお答えをいたします。

当町においては、大槌町公文書公開条例が制定され、情報公開請求に対応できる状況にあるものの、国民共有の知る権利の土台となる公文書管理のあり方については、事務取り扱いレベルの大槌町文書取扱規程となっている現状にあります。

国においては、平成23年7月施行の「公文書等の管理に関する法律」により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運用することを目的と定め、同法第34条において地方自治体に対しても努力義務を課しているところでもあります。

今回、「28検証」に係る資料の取り扱い事案を踏まえ、大槌町公文書管理条例を制定することとしております。議員御指摘のとおり、役場内で取り扱う文書には公文書、またはそれに準ずる文書、メモなどさまざまな形態の文書が存在することから、まずもって

公文書の作成及び管理における定義を明確にすることが肝要と考えております。

また、公文書は町民による町政への参加を推進するために不可欠な共有の財産であることから、役場保身とならないよう公文書の適正管理が情報公開の基盤であることを肝に銘じ、本年度内の条例制定に向けて取り組んでまいります。

次に、防集跡地の進捗状況等についてお答えをいたします。

防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地、いわゆる防集移転元地については、震災からの復興を推進し、住民共通の財産である公有地の有効活用を図る観点から基本的な土地利用方針の検討を実施し、昨年12月開催の議会全員協議会においてその内容を説明したところであります。

議会全員協議会の内容に基づき具体的な設計については、今年度より事業着手しており、大町地区に産業用地を整備する「集約まちづくり基盤施設整備事業」は、詳細設計が完了し、工事については、本年7月に条件つき一般競争入札の公告を行っております。

また、仮設グラウンドを追加整備し、本格化する「運動施設整備事業」及び希少生物が生息する湧水環境を郷土の貴重な財産と位置づけ整備する「郷土財活用湧水エリア整備事業」についても既に基本設計に着手しており、今後の進捗状況を鑑みながら復興庁と協議を行ってまいります。

移転元地については、過年度に実施された地権者や住民へのニーズ調査において8割以上から利活用を求められており、土地利用の内容については産業系のニーズが高かったことから、主に産業用途での活用を視野に入れて庁内横断的に検討しているところであります。本年度は、県が主体となって移転元地の利活用に係る情報公開の場が設けられており、今後はほかの事例も参考にしながら利活用が図られるよう進めてまいります。

次に、総合計画の策定についてお答えをいたします。

喫緊の課題である人口減少と少子高齢化という厳しい現実と直面する中、町を取り巻く社会動向も考慮し、東日本大震災津波の経験と教訓を生かしながら、元気と希望が持てる持続可能な町の将来像を達成するため、町民検証を踏まえ目指すべき町の姿を町民と協働で進める計画としたいと考えているところであります。

また、私は今回、総合計画における「まちづくりの基本理念」の案として、「魅力ある人を育て新しい価値を創造し続けるまち大槌」を掲げました。

私は、これまでの行政経験、町長としての経験を通じ、まちづくりは人づくりであると考えており、各種施策は最も基本となる人材の確保、育成と両輪となって初めてより

よいものとなり、新たな価値を創造していくことができるものと考えているところであり  
ます。

そして、まちづくりの基本理念やよりよい町の将来像を実現するため、まちづくりの  
6つの基本方針を掲げ、1つに、「産業を興し産業を振興し町民所得を向上させるまちづ  
くり」、2つに、「健康でぬくもりのあるまちづくり」、3つに、「学びがふるさとを育て  
ふるさが学びを育てるまちづくり」、4つに、「安全性と快適性を高めるまちづくり」、  
5つに「将来を見据えた持続可能なまちづくり」、そして、最後に、復興計画に掲げた基  
本方針を継承した「未来につながる着実な復興まちづくり」を掲げたところであり  
ます。

今後は、識見を有する町民の方々から構成される審議会や専門部会のほか、地区ごと  
に開催する住民説明会などを通じて引き続き計画の策定作業を進めるとともに、議会の  
皆様方へも適宜説明してまいりたいと考えております。

次に、復興を支える組織体制についてお答えをいたします。

復興の加速化を目的として導入した部局制については、復興事業の前進を見据え、復  
興計画期間が終了する本年度末をもって廃止することとしております。

あわせて、全国の自治体からの応援職員も徐々に縮小する見込みとなっております。  
御指摘のとおり、復興途中での人員削減は、住民サービスの混乱や事業の停滞を招きか  
ねません。このため、岩手県を初め、全国の自治体には引き続き応援職員の要請を行い、  
土木技術職を中心とした必要人員の確保に当たりたいと考えております。

本年8月末時点においてプロパー職員は126名のうち、震災後に入庁した職員は61名と  
なっており、全体の48%を占めております。行政経験が不足している職員が多い実情で  
あります。復興事業の終了後は震災前と同様、プロパー職員による町政運営となるため、  
限られた人員でさまざまな課題に対処できる質の高い職員を育成し、効果的な運営を目  
指す必要があります。

職員については、能力開発研修を通じ、組織マネジメントからメンタル面の管理まで  
さまざまな分野で階層別の研修を行い育成を行っているところであります。

また、本年度より釜石大槌地区定住自立圏協定に基づく共生ビジョンにおける釜石市  
との合同接遇研修会を去る8月24日に実施しており、圏域全体での職員レベルアップを  
図ってまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） まず、文書管理のあり方についてということで私の見解というか、

私の頭の中でいろいろ考えているところもありながらちょっと問答していきたいと思いますが、今現在、文書取扱条例があつて23年7月には努力義務とはいえ、グレード上げてほしいということが国から出されていると。今回いろんな方面からいろんな声がありながら町長のほうが全協でも説明してとおり、公文書管理条例を今年度中に制定したいんだという方向が出されました。現実的に今、この復興状況の途中にあるときに、行政職というのは、いずれ文書文書と必ずなりますよね。その中で、また何か一つの、言葉は悪いですけど足かせみたいなのが1つあつて、それが職員の業務に対するモチベーションであつたり、いろんな意味での意識の中に重荷というのも変なんだろうけれども、そういうことがあるのではなかろうかなという心配があつてこのような質問をしました。

報道によると、この管理条例を定めている市町村というのはかなり少ないというふうに見ましたが、現実的に大槌町の人口レベル、人口の規模といえますか、その程度のことがあると思いますけど、実際にどの程度のことがこの管理条例を制定して自治体がやっていて、取扱規程みたいなものでどの程度がやっているのか、もし数的なものを把握していればお答えいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 県内の状況ということは現実的に把握はしてございません。

ただ、全国的なところで私も調べたときには、数的には結構少ない数でございました。東京都も近年やったとか、岡山の倉敷市とか、結構全国に見ても数的には結果的に多い数字とは言えない数字なのかなというふうに思っておりました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 条例を整備したから公文書の取り扱いがきちつとできるのかというところの視点でいくと、どうなんだろうと。もちろん、公務員だから条例は規範ですからきちつと守らないといけない。

ただ、今回の事案に関して、私は行政の政策というのは対症療法じゃだめだと思うんですね。こういうふうに言われたからこれやりましたとか、そういうことではないと思っています。そういうことではないと思うけれども、今、努力義務の取扱規程の中でずっと準用してきて、そこにふぐあいが例えばあつたとしたら、じゃメモ等、どうやって取り扱うのかとか、磁気媒体はどうやって取り扱うのかとか、従来あるわけですよ。問答してここでメモとりながら起案を起こすときにはメモを見ながらきちつと文書を起こ



してこのメモは破棄なわけですよ、通常はですよ。ただ、それもきちっと残さなければならぬといったら、本当に作業的には煩わしいというか、苦しいとか、何も頭の中に全部記憶しておくというのは不可能なことなので、だからみんなメモを残すわけですよ。だから、何というんだらう、今あるものに不備があるのであれば何かをするというのが通常だと思うんですが、いきなり条例とかでなくて、取扱規程をきちっと吟味して今のふぐあいのそごがあるのであれば、それを見直した上でグレードを徐々に上げていくという考え方が私は順序立てだと思んですが、いきなりこの条例に行ったという、そこは私の見解の相違なのかもわかりませんが、もし何かあればお答えいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） ありがとうございます。きっと町長のほうから条例の制定という思い入れ、語られたのは私も承知の上で全協で説明させていただいております。町長の思いといたしまして、私もそうですが、基本的に今回の事案で、先ほどの答弁の中にあつたとおり、定義的なものが、要は解釈がなかなか現実的に難しいという部分があつたということがまず1点、大きな課題だと思っております。

先ほどの町長答弁の中にもありましたが、順序立てからいえば、今、情報公開条例というものが既に存在してございます。そこには公文書という定義もございまして。ところが、その公文書という部分の文書の取り扱いのほうは事務レベルの規定でしか今、存在しておりません。これは大槌町に限らず全県的にもそうだと思います。

そうした中で、やはり町長の答弁にもあつたとおり、行政の透明性、あとは、やはり文書というのは町民全員、国民全体の共有の財産だという意識づけが必要ではないかという観点から、町長の思いとして条例まで引き上げて情報公開条例及び文書のほうも公文書管理条例という形で、それぞれ対等な立場で制定することによって、職員の意識自体を引き上げるというような観点で今回制定をしたいという思いで提案させていただいているということで、御理解をいただきたいと思っております。

それと、済みません、あと、私、全国的にということ曖昧な回答でございましたが、手元で全国的な条例を制定しているところの数を、これはあくまでも自治総研のほうで報告している2017年11月号に載っている数字ですが、全国的に15の市町、村はないですけど、市町で今、管理条例というものを制定しているという数でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今の総務部長の答弁でいくと、いつ時点の資料だか、全国で15の市町しかないものをいきなり16番目になろうとしている話ですよ、逆な見方をすれば。

住民が今願っているのは、条例を整備することを願っているのか、復興を早く進めてほしいと思っているのかという話ですよ。職員の数にも限界があるわけですよ。能力にも限界がある。時間にも限界がある中で、私、何でこれ質問したかという、やっぱり条例を整備すれば、それを守らなくちゃいけないですよ。ある程度の緊張感があってきちっとしたものができるんではあると思うけれども、ないからルーズにしたことではないわけですよ。だから、規定を吟味してメモは公文書に当たらないですよと周知徹底を図るとか、起案の本当のメモですよ。磁気媒体に落した後には破棄していいんですよとか、そういうものをきちっとしていかないと、今回のことが職員が、200名の職員が疑心暗鬼になり過ぎて臆病になっては、住民サービスというのは停滞するんじゃないかという心配からしているんです。なので、いきなり条例に行くのではなくて、今ある規定をもっと吟味した中で情報公開とかいろいろなものもいっぱい出ているという話なので、それに耐え得るものをきちっとしていく上で、今回の事案を踏まえてそれをまず精査した上でやられるべきだと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 御指摘ありがとうございます。今回の公文書の管理の条例というのは、先ほどお話ししましたとおり、公文書の情報公開請求も踏まえたということになります。実は復興状況においては、膨大な資料が実はありまして、実は職員が極端な話、1年ごとにかわることもあってそれを公開に耐え得るかという状況が実はあって、今やらなきゃならないと思っていました。誰がどこにいるかわからなくなってしまったときには、今の書類が膨大になっているところをどう整理していくかということはすごく大事なことで、今回のことも含めて実は大槌町においては震災前にはそういう取り組みを仕始めていた。その仕始めていたところを実は今回の震災で中断をしてしまった経過が実はありまして、決してこれを今回始めようと思ったわけじゃなくて、震災前にそれを取り組み始めたというのが実は現実でございます。

ですので、条例16ということなんですが、16番目になるかと、新しいものをつくるんじゃないくて、その心髓については国の指針もありますし、それに沿った形です。新しいものをつくるんじゃないくて。ただ、いわゆる職員がそれぞれ情報公開というものをしっかりと捉えて文書管理をどうするかという視点がすごく大きなことではないかなと。だか

ら、今、この膨大に4階に書類がいっぱいあります。それを整理して、どんなときでも住民の方々がこれを請求をしてきたときに対応できるような状況もつくっていかないと、今やらないと私はだめだと思っていました。

今回の事案もそういう中では規則、規定も含めて整理をさせていただく。それは負担とされるかもしれませんが、特に新しい文言をつくる、そういうんじゃなくて、今これからつくろうという、規定されているものもいっぱいあるんですが、見ながら専門家を呼んで整理をして、その条例をどう運用をするかという職員研修も含めて、今、職員の半分以上が新たな職員だということもありますしね、今、ここでしっかりとこれから文書が復興が終わった後にいろんな形で公開請求があったときにも耐え得るような、そういうことを考えますと、今しっかりと条例を制定をして、そして、情報公開の条例とリンクできるような、すぐにでも対応できるような、そういう取り組みを今から、ですから条例を制定してもすぐすぐ置くんじゃなくて、何年かかけて条例に沿った形での組織をしっかりとつくっていくということになりますから、後ではなくて、やはりこういうときだからこそ、今、条例を制定して、しっかりとこれから人数が少なくなる中できちんとした文書管理をしていくことが必要だと思ひまして、今回の事案を含めながら条例制定を申し上げたというところであります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。

私、公務員の経験がないのであれなんですけども、町の方針でもいろんな取扱規程があつたり、条例とは言わないけども規則があつたり法律があつたりします。その中で、今あるものをきちっと整理していながら、今回の事案だけではなくて復興絡みのことで住民から請求受けたものにきちんと耐え得るために、やはり条例化をしているほうが、安直な言い方で申しわけないんですが、仕事の整理をきちっとしていくということですよ。そうじゃないと、応援職員がやった事務をプロパーの職員が、2年前のものを4階の書庫からいっぱい広げるみたいなものの事案もあれば、またそれも労力が無駄だということになるので、そういう意味であれば、そういう意味であればというよりは、基本的に私は取り扱い事務をきちんとしたほうがいいというのが大前提なんですけれども、ただ、もっと先に求めることがあるという話をされました。

3番目に人員の話、組織の話をしたというのは、やっぱりこれなんですよ。今、ここで、また後でも触れますけれども、組織体制を見直す、応援職員も減っていく、条例も

整備する。私、職員にも言うんですけど、何か新しいものを生み出すときには何かを削っていかないと能力には限界があるので、行政さんというのは、公務員さんとはそういうことをやられるのかどうかわかりませんが、やはり能力には限界があるし、もちろん、若手の職員については能力を伸ばすために育成をしていかななくちゃならないんですけれども、今、3番の質問の資料にもあるとおり、48%が震災後の職員なわけですよ。だから、そういうのも鑑みるとどうなのかなという思いがあります。

私なりの解釈をしていくと、条例は整備しているんな経過措置みたいなものがあったり、本格的運用という期間があったり、これは行政さんの得意なところ、嫌みですけども、得意なところがあると思うんですけども、いずれ住民が望んでいるものがきちっとサービスの中で担保されて、何でですかと言ったときに、きちっとこういうわけだというものが出されれば一番いいわけなんですけども、ただ、心配しているところはそこです。なので、乱暴にやると決めたからやるんだではなくて、今後、今やると決めたんだと思うんですよ。3月の定例会ぐらいだと思うんですけども、中身についてはきちんと精査した上で議会のほうに提案をしていただきたいと思いますけど、さらに答弁があるのであれば、お聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。公文書の管理そのものも今回の事案もそうだったんですが、やはり情報公開、開示請求が多いです。それが期間までに間に合わないで延ばしているケースが実は多いわけです。どこにあるかわからない、どういうものかという部分もあって、これは逆に整理をすれば、職員の負担は私は減ると思います。今の状況の中で情報公開が来てすぐにも対応できる、そういう状況をつくっておかないと、やはりこれからの住民の方々が知りたいということに対して期間が定まっておりますので、それを定めた期間にきちんと提示をする、そういう状況をつくらないところがありますので、時間的に職員が少ない中でと逆に少なくなるからこそ、きちんとした文書管理と情報公開というのを視野に入れながら整備をしていく。条例できたからそれでしっかりしたものになるのではなくて、条例をもとにしっかりと研修を連ねてそれを町のもの、行政運営の中にしっかりと溶け込ませるという努力は、条例ができただけではなくてそういう研修も含めて、若い職員も含めてしっかりしていくということはやらなきゃならないことだと、こう思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 了解しました。了解というのは納得したということじゃないですよ。今の答弁について了解をしたということで、将来的に職員負担はなくなるだろうけれども、一極的には負担はふえるからね。目の前で今、事務処理をこなさなければならぬといったときに、それに対応するために一時的に負担はふえるということは、それは職員の皆さん、おわかりのとおりだと思うので、それが今なのかという話ですね。今でなければ公開とか、またそこに時間がかかるということ、どの程度のボリュームでそういうのがあるか、ちょっと私は知り得たことではありませんけれども、いずれにしても、苦言ではありませんけれども、そういうふうを感じるころがあるというところで御理解を、私のほうの質問の御理解もいただきたいというふうに思います。

それでは、2点目です。第9次総合計画について、去年の全協で基盤整備事業についてとかの説明があって、今、一般競争入札の公告を行っていて、そうなれば、何かしらのアイデア、これは企画からですね、たしかね。これ企画でしたか、整備事業でしたか、済みません、答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 企画からというお話ではなくて、企画については既にプロポーザルでもって公募して事業者さんが確定しております。それに基づいて大町地区については詳細設計が完了して、今回工事のほうの条件つき一般競争入札という形になっております。

また、運動施設であったりとか、郷土財保全エリアのほうですけれども、そちらのほうについても基本設計を今現在進めておりまして、こちらのほうにつきましても、今回の条件つき一般競争入札の公募の中で基本協定を締結した後に、詳細設計から事業を実施していただくというスキームでもって今回公募をしているといったことになっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私、以前も一般質問でちょっとしたと思うんですが、町内におけるグラウンドの整備、今、仮設仮設でやられていて、その運動場の整備であったり、野球場の整備であったりということを取り上げたことがあるんですが、この運動施設整備事業及び希少生物が生息する湧水環境云々かんぬんとありますけれども、この既に基本設計に着手しておりという表現の中に、運動施設整備事業の基本設計の中身についても一度御紹介いただければと思います。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 運動施設整備事業の具体的な中身ということになりますけども、まず新町の仮設グラウンド、野球場のほうでございますが、これの本設化ですね、そちらのほうはまず1点と、あとは栄町地区のほうに多目的グラウンドが仮設で整備されていますけどもこれの本設化、またさらに栄町のほうにサッカー場のグラウンドのほうを新設で整備するといった3点を1つのロットとして、主に町方地区ですけども郷土財保全エリアないし大町地区の集約産業まちづくり整備事業、そちらのほうとあわせて今回公告を行っていて、昨日、入札のほうを執行したといった形になっております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 昨日入札を執行したということですけど、後で報告があるんだと思っただけは後で聞きたいと思いますが、新町の野球場の本設については、以前、寺野にあった規模なのか、縮小になるのか、具体的に言うとスタンドがあるのか、ちゃんと野球場として機能するのかというあたりはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 野球場のほうの本設化の内容でございますけど、今現在、基本設計のほうを取りまとめている段階でございます。想定しているのは、寺野の野球場の同規模の施設という形で考えておまして、スタンドだったりとかスコアボードであったりとか、バックネットですね、それは今現在もありますけども、あとはバックスクリーンであったり、あとはトイレですね、そういったものを整備するといった形で考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 問題は、復興庁との協議を行ってまいりますというふうな答弁になっているんです。財源が確保できたとは言っていないわけですよね。これは財源を確保できる見込みはどうなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 町長の答弁にあったとおり、復興庁との協議によりという形になってしまうんですが、ただ、その一方で基本設計ないし調査費というものがもう既についております。ということは、事業の内容については復興庁のほうにも御理解いただいているといったふうに捉えております。

あとは、施設規模ですね、そちらが適正なのかどうか、もしくは事業費、こちらが適

正なのかどうか、そういったところを詳細をこれから復興庁さんのほうと詰めさせていただきながら、施設整備のほうを実際に図っていきたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひ頑張ってください。規模と言われたりすると、少なくなっている人口だとか、いろんなものをやりとりの中であって、こういうものがこういうものになったりするという傾向が往々にしてございますよね。どうしても終盤戦ですので何かのときには議員もお助けできるものがあればしていきたいなと思いますけれども、基本構想にあるのであれば、ぜひ。

何でかという、やっぱりあったものをなくして住宅整備しているわけだから、そういう嫌いがずっとあります。

あと、サッカーにしても新しくつくられるということで、今、野球であれば、子供たちが過去にないくらいの成績をおさめたり、サッカーも非常に優秀で今度、東北大会に行くとか、全国に行くとかなんとかという話も聞いてますけれども、ただ、ちょっと注文つけたいのは、今の栄町の仮設グラウンドへの誘導板が簡易であったり、そこに行く照明もないし、この前、その父兄さんと話をしたときに、じゃ、津波注意報ができたときのこっちに逃げろという看板すらないと。ただ、スポ少単位では、地震が起きたら城山に上がるからここをこう行くべという申し合わせはしているという話を聞きました。幾ら仮設であっても掲示板1つで済むのであれば、このグラウンドがいつできるか、まだこれからの話なので、やはり3月23日には鉄道が通るわけだし、どんどんと住宅再編、こっちに来るわけだから、一番どのルートが近くて高台に行けるのかというのは、きっちり誘導板は、それこそ仮設であってもいいから見やすいように立てることが子供と生命と財産を守ることにもなるだろうし、安心して親もそこで、そこしかないと言え、そこでスポーツができるということにもなるんだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今現在の栄町地区の仮設グラウンドの避難経路でないですけどアクセス関係のお話をちょっとさせていただきたいと思います。今現在、復興事業でもって防集元地の町方のほうの多くは残土置き場とか土の置き場とか資材の置き場としてヤードとして使用しております。なので、鉄道のほうから直接ダイレクトにアクセスするというのが今、ちょっと難しくなっております、須賀町のほうからぐるっ

と遠回りしてきているような実態がございます。今回、仮設グラウンドを本設化するに当たっては、平成32年度末までに全て完了したいというふうに考えておりますけども、そこまでには新しい道路の仮設グラウンドというのがその本設したときの道路とかの整備も行ってまいりますし、その際には危機管理室のほうとの協議にもなりますけども、避難誘導とか、そういったものも考えたいと思っています。

ただ、今現在はアクセスの方向も仮設道路ですので切り回し、切り回しを行っている実情があります。そこに一応アクセスとして仮設の看板は置いてますけども照明灯がないのは事実です。切り回し、切り回しやっているといるところもありますので、そのあたりについても危機管理室のほうと協議をしながら進めていければなというふうに考えてはおります。

ただ、いずれ今現在は本設でなくて平成32年度完工、これを目指していきたいと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 平成32年まで時間があるので、要はスポ少でも何でもナイターが中心ですよ。何も照明板をガンとつけろということを行っているのではなくて、誘導だとか、バリケードに何か矢印であるだとか、ライトが行ったら何か目印になるだとか、確かに仮設の切り回し道路の件もわかります。私もいろんな工事、地域で見えますからわかるけど、そのたびに表示板がきちんとついているわけですよ。なので、きょうは、例えば今、地震津波注意報が出たらこっちに逃げなさいよときちっとした矢印が子供たちがわかるようなものがあって、仮設の道路を切りかえたらそれ板を移動をして矢印を切りかえたりという配慮があってもいいんじゃないかという意味で。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） そうですね、議員おっしゃるとおりだと思っております。今はまだ切り回し道路ということで運動施設のほうの本体工事が始まっているわけではなかったので、こういったところまでの配慮が至っていなかったのかなと思いますので、ストックヤードのほうを管理している事業者さん、ないし運動施設とかを整備する今後の事業者さんですね、そちらのほうと打ち合わせ会議を設けながらそういった対処のほうは行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。



それでは、総合計画の大題のほうなんですけれども、ことし、10年を見据えたものを整備する年ではあると。ところが、ところがというか、質問の中にあるとおり、30年度をもってあらかたの災害公営住宅であるとか、基盤整備がほぼ完了していく中で、生活という意味では、年度で区切るわけではないんですが、30年に家を建てたにしろ、引越すれば31年から自分たちの生活が仮設住宅から出るとか、戸建てで建てた人たちは借金返しが始まるとか、いろんな本当にリアルな生活が始まっていくわけですよ。それを見据えながらの10年計画というのは、何というのかな、なかなか10年後を見据えるのはいいんだろうけれども、現実的に1年ごとの勝負だったり、1年ごとのローリングで3年の見直しだったりというふうなプロセスがあるんだと思うんですけれども、その点についてまずお聞かせください。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） まさに10年間の長期計画ということで今回策定しております。長期にどのような状況になるかというのをさまざまなデータ等とか、町民のアンケート、現時点ではございますけれども、どのようなニーズがあるのかというのを調べさせていただいて分析しながら計画をつくっております。そしてまた、10年の基本構想のほかには5年間の計画、あるいは3年間の実施計画、こちら1年ごとにローリングしていきますけれども、こちらのほうを随時ブラッシュアップすることで計画のほう、策定していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） もちろん、総合計画というのは10年ごとにつくるものなので、これは何も否定するものではなくて、やっぱりきちとしたものはつくっていかないといけないけれども、現在の町の状況を見ると、やはりきちと1年ごとに見直したり、3年ごとに計画変更であったりというものをきちとしていかないといけない。今年度、整備するわけで応援職員もかなり入っていてここに携わる職員もかなりいる中で、3年後にローリングして見直しをするときには、その人たちはもういないわけです。プロパーの職員しか残っていないわけです。なので、私はこの計画を策定するプロセスをきちとプロパーの職員にも説明しながらやっていかないと、知らないところで計画が立案されてという話にならないようにしていただきたいと心配しているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） もちろん、職員体制が今後、どんどん少なくなって応援職員がいなくなるということは念頭に置かせていただいています、例えば庁内で幹事会というのを設定させていただいています、各島の班長さんとか、幹事になっていただいているんですけども、その中での取りまとめ役というか、そういった方々にはプロパー職員を念頭に置いてお願いしていたりとか、あとは当然のことながら今後、財政規模等がどんどん少なくなっていく中でございまして、この計画の背景のほうには持続可能性というのを入れさせていただいております。これは、やはりどんどん財政規模なり、人員体制が少なくなっていくというのを念頭に置いた上で行っておりますし、あと、細かく策定するに当たっても、どのような、例えば指標についても計算方法でこれを策定したかが後の人がわかるような形でまとめていきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それで、答弁の中に識見を有する町民の方々から構成される審議会や専門部会のほか、地区ごとに開催される住民説明会などを通じてとあります。何を決めるにも、復興の計画だったら復興協議会であったりというふうなものの組織編成はなっております、確かに。でも、私の友人、知人もこの専門部会だったり、過去の審議会だったり入っていますけれども、会に来ました、資料が渡ります。もうほぼ決まっているように説明されるんですよ。なので、意見は言うけれど、反映させるため、意見を聴取するために住民を呼んでいるのか、役場決めたものに合意してほしいから呼んでいるのかという点が、いろんな計画に私も携わってきましたけれども甚だそういうところが疑問なところがあるので、結局公募なり、役場のほうで、商工業だったらこの人の意見聞いたほうがいいのか、いや、若手で頑張っているからこの人なのかという一本釣りもあるんだろうし、いろんな人の意見聞いたときに、本当の住民本意で、住民の意見を全部聞けと言っているんじゃないんです。ただ、きょうの資料出されて読み上げたりなんなり問答していて、いや、私、こう思うんですけど、こっちはこうですよ。何となく決まっているようにそもそも誘導される会議のほうが多いのではないかなというふうに私自身も携わったときに、議員になる前にですよ。私も7次か何かのときに専門部会の委員長したことがあるんですが、そういう嫌いがあるんですよ、どうしても。ぜひ今回のものは、いずれ復興というものがあるので、ぜひそこで生活している住民、識見を有する住民を集めるんでしょから識見があるんだと思いますので、きちんとそこから、役場の職員の説明会にならないできちっと意見を聞いて、それが採用できるの

か、何でできないのかというところをキャッチボールしながら進めていただきたいと思いますけども、副町長、うんうんと言っているから何か答弁あるのか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 会議の進め方自体でやっぱり資料も必要ですし、それからうちのほうで出す資料というのは、たたき台のつもりでやっていますから、だから、いろんな意見を聞きながら、いいところがあれば取り入れてやるようにやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 言葉尻を捉えるわけじゃないんです。いいところがあればじゃなくて、住民のほうがいいものを持っていますよ。なので、そのせめぎ合いだと思います。いいものは住民、言うんだけれども、それは経費がかかり過ぎたり、夢物語だったりするんですけども、ただそこに役場として締めるところがあったり、アイデアをもらったりしながらして切磋琢磨していいものをぜひつくっていただきたいかなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、復興を支える組織体制についてということでお伺いします。

今年度で廃止するとは言いながらも全て派遣がなくなるわけではない。それは重々承知をしていますが、現在のプロパーの職員は126人で、震災後に入庁した職員は61名、具体的な数字があります。現在、派遣をお願いしている職員さんの数と機構改革の中で来年度予定されている職員の見込みなどの数字があれば、御紹介いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） お答えします。9月1日現在の数字でお答えをさせていただきます。答弁にあったとおり、議員言っているとおり、プロパーは現在126名でございます。町の任期つきとして採用している職員の方は24名でございます。また、県のほうから割愛という形でいただいている方々は現在、5人、自治法派遣と言われる派遣を受けている数は現在、75名、計230名でございます。

来年度の見込みでございますが、一応計画、29年度策定した計画上の数字で申しますと、来年度31年度は全体で190名を想定してございます。そのうちの派遣の数でございますが、計画上では45名を派遣でいただきたいということで考えている数字でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 派遣で45名というのは、県と任期つきもまざって全部で今、104人いるものが45になるということですか、それとも派遣職員だけが45ですか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 済みません。説明が不足して済みません。あくまでも派遣でございませぬ。現時点は75名が、見込みでは45名ということで30人減になるというふうに見込んでいるところでございませぬ。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは、県から割愛で5人來ている。任期つきは24人いるということ、これの移りはどうなっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 説明が不足して済みません。割愛につきましては、來年度につきましては2名でございませぬ。これはあくまでも継続、県のほうからいただいた継続という視点で考へている数字が2名ということでございませぬ。また、町の任期つきの数でございませぬが、現時点では24名おりますが、やはり満期等々を迎えるということで來年度は15名で見ているという数字でございませぬ。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 派遣のマイナス30の45名というのは、大槌町の希望ですか、それともすり合わせ、もう始まっていると思うんですが、見込まれた数、いや欲しいのは50だけでも45しか数えていないんですよとかというのはどうなんですか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） なかなか難しい質問で悩ましいところであるんですけども、こちらの希望は多いければ多いほどいいと思っております。総務課の職員係の視点で見ればです。ただ、現時点、やはり先ほども総合政策部長もおっしゃったとおりで、今後の財政規模、財政状況等々も当然、考へしていかなければなりません。その視点が遅すぎる感も実際ございませぬ。財政課当局のほうからはなかなか厳しい意見も現実ございませぬ。

そういった中で調整する数字として考へたものが45名でございませぬ。ただ、現実、やっぱり復興課題、さっき課題も言っていましたけども、やはり土木技師さん、どうしてもプロパーで数が少ないという状況でございませぬので、やはり土木技師については、どうにか継続してという形でどうしても規模は土木技師さんの希望が多いという状況でございませぬ。

ざいます。一般職の部分につきましては、極力プロパー等で数でどうにか賄っていただければということで今、ヒアリング、この7月の末に各課のヒアリングを行ったんですが、そういったヒアリングも踏まえた中で最終的な調整を現時点で今、詰めているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） いずれにせよ、現状見込み的な数字にせよ、42名が減るといふことなので、現在の任期付きの職員、割愛の職員、派遣の職員、あとプロパーの職員は当然なんです、やはり業務が多くなっていくというふうには推測されます。多くなっていくのか、復興が進むにつれて少なくなるので、そこら辺は整備統合になってくれれば一番いいんです、なってくれば一番いいんだけど、いろんな事情もあるので職員もまた引き締めながらやらないといけないという世界がそこには出てくるんだろう。急激な、40名も減った急激な変化と捉えるんでしょうけれども、徐々に徐々にというやり方が本当は一番いいんだろうけれども、そういうところを心配しているところですので、最後の質問にもあったとおり、やはり震災後に採用された人材の育成ですよ。私、言葉悪くて申しわけないんですが、一般質問のときにも言うんですけど、どっちを向いて公務員というのは仕事をするか、役所を向いて、さっきの条例の話でもないけれども、役所を見て仕事をするのか、住民を見て仕事をするのかという本文をきちっとわかった上で、できるところ、できないところを整理した上で創造力とか、企画力を持ってやっていただきたいというふうな感じがしています。

学校関係を聞くと、学校の教職員さんも加配で来ていた先生方がどんどん少なくなるというのは目に見えている。ところが、詳しい話学園を80名の教職員で見ていたものが、3年後になれば、それを50人で見なきゃならないとなると、先生自体がそこで飽和状態になってしまうとか、同じように役場の職員もそうだと思うんですけど、急激な変化を望むわけではないけれども、これもやはり時間の経過とともにそういうふうになっていくというふうになるので、やはりそこら辺も多分総務部の所管だと思うんですけど、職員の育成だったり、教育だったりというところをきちっとしていかないと、役場の内部だけがきちっとなっても住民のサービスが滞ってしまうという現実があると思うので、そこら辺をきちっとしていただきたいと思いますけれども、その点について何があればお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。震災から7年たって8年になります。多くの方々に御支援いただきながら復興を進めたことは確かであります。そう言いながらも、やはりいつかはプロパー職員でこの行政を運営していかなきゃならない状況でございますので、40人がいなくなることはそうなんです、きちんと整理をしながら進めていくと。段階的という部分で31年、32年という形で徐々に減らしていく形になりますし、その状況についてはしっかりと各部とも調整をしながら、仕事の事務分掌もありますからきちんと整理して混乱のないように、やはりどうしてもやらなきゃならないということになれば、計画は計画としてありつつも、その辺は柔軟な対応で図っていければと思います。

1つだけ。よろしいですか。先ほどの総合計画の関係で副町長もお話がありましたけれども、とにかく私たちがつくって、行政としてつくったものを出すことでコンセンサスを得るということでは私はないと思っていました、もちろん。この前もお話を聞いたときにこの一言、観光について感じたところがあります。その方はこう話をされました。1回のイベントで1万人集めるよりも、100人の人が100回来てくれるような、そういう町にしたいと。その気持ちには商業者としての気持ちがあるなど。私たちは例えば1年間で1万人集めるということではなくて、長く町が愛されるようなという言葉は商業者の方が言葉として、実感としてお話しされたことについては、やはり受け入れて、その計画をどうしたらいいのかという部分ではしっかりとそういう知恵なり意欲を変えるような、そういう計画にしていきたいと思います。もちろん、計画としてきちんとつくらなきゃならないんですけれども、10年というスパンの中では大きく世の中、変わってくるだろうと思います。それに柔軟な対応できるような、それも役場職員も含めてしっかりとこの計画の積み上げた結果も資料として残って、後で見えて見れるように、かわった人がつくられた計画、なるほどこういう意見もあったんだと、そのためにこうなったんだとわかる、プロセスがわかるような、そういう文書の管理も含めてしっかりと取り組んでまいりたいと、こう思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。今、町長の答弁にあった、総合計画のほうにも戻りますけれども、住民も選ばれた中で審議会や専門部会に入ります。そうなれば、やはり10年の計画を立てるんだよという説明を受ければ、やはり緊張感もあると思うんですね。そうすれば、復興と絡めて、復興絡みの最後のお願いみたいな意見もあ

るんだと思うんです。そうすれば、予算もあと2年とかで限られた、もう1年か、限られた中で獲得したりなんなりする中で、本当に10年後にこういう町であってほしいということも少しキャッチしながらやっていただければ、それこそ復興庁と協議するものもありますので、そこら辺で最後、無理くり何かいいアイデアだなと思ったら、そういう中でも酌み取っていただきながらだめもととは言わないですよ、役場だから。それに挑むために物すごく労力がかかるわけなので、そこら辺も住民さんの最後のお願いと言ったら変だけれどもそういうふうな意見が出るかもわかりませんので、ぜひそういうことも組み入れながら計画策定にさせていただきたいというふうに思います。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後0時07分

